

令和2年度 第1回あさぎり町農業委員会総会議事録

招集年月日	令和2年4月10日(金)					
招集の場所	あさぎり町役場2F大会議室					
開閉会日時 及び宣告	開会	令和2年4月10日 午後1時30分			会長	杉下 和治
	閉会	令和2年4月10日 午後2時32分			会長	杉下 和治
応(不応)招委員 及び出席並びに 欠席委員 出席 26名 欠席 0名 ○(出席) ×(欠席) △(遅刻)	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	深松 守	○	14	的射場 洋一	○
	2	橋口 丈一	○	15	石山 孝史郎	○
	3	中村 金一	○	16	落合 武士	○
	4	村田 新一	○	17	井手 久美子	○
	5	吉田 利明	○	18	廣瀬 孝喜	○
	6	城本 康志	○	19	樅木 徹郎	○
	7	藤本 勇二	○	20	濱田 定武	○
	8	松本 廣幸	○	21	宮原 久子	○
	9	上野 勇一郎	○	22	福永 高嗣	○
	10	恒松 純生	○	23	林田 樞臣	○
	11	豊永 安茂	○	24	平川 勇	○
	12	田崎 洋一郎	○	25	重信 洋一	○
13	多田 喜一郎	○	26	杉下 和治	○	
議事録署名委員	24番 平川 勇		25番 重信 洋一			
出席した 農業委員会職員	事務局長 山本祐二		課長補佐 高田真之		参事 大岩亜記	
議事日程	日程第1 会議録署名委員の指名 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について 日程第3 報告第2号 農地所有適格法人報告書の提出について 日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 日程第6 議案第3号 農地利用集積計画(第4回)の決定について 日程第7 議案第4号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について 日程第8 議案第5号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について					

開会 午後1時30分

- 農業委員会事務局長（山本 祐二君）** それではただいまから開会いたしたいと思います。御起立願います。礼。ご着席ください。ただいまから、令和2年度第1回総会を開会いたします。初めに、杉下会長からご挨拶をお願いいたします。
- ◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** みなさん、こんにちは。農作業も大変忙しくなってきましたので、体調管理等十分気をつけられて、がんばっていただきたいと思います。本日は全員出席ですので、定足数に達していますので、総会は、成立しております。これより議事に入ります。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名委員の指名

- ◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。今回の議事録署名委員は、あさぎり町農業委員会会議規則第17条の規定により、24番平川勇委員、25番重信洋一委員を指名いたします。以上で、日程第1を終わります。

日程第2 報告第1号

- ◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についての報告を行います。事務局の説明を求めます。
- 農業委員会課長補佐（高田 真之君）** それでは報告いたします。資料2ページ目、左側をごらんください。今回は7件の合意解約となっております。解約理由について、申請番号28番から32番が所有権移転のため、申請番号33番が第三者貸し付けのため、申請番号34番が地目変更のため、こちらは後ほど5条申請で出てまいります。以上で報告を終わります。
- ◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。ただいまの報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。以上で、報告第1号を終わります。

日程第3 報告第2号

- ◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第3、報告第2号、農地所有適格法人報告書の提出についての報告を行います。事務局の報告を求めます。
- 農業委員会課長補佐（高田 真之君）** はい。それでは報告いたします。資料は2ページ右側をごらんください。今回は4件の届け出が提出されております。関連資料につきましては、資料3ページ左側の農業生産法人経営概要表に記載してあります。資料3ページ左側、令和2年2月1日現在です。資料3ページ右側は、平成30年8月1日現在です。資料4ページ左側、令和元年8月1日現在です。資料4ページ右側、令和元年8月1日現在です。以上で報告を終わります。
- ◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。ただいまの報告第3号について発言のある方は挙手をお願いします。特に発言はないようですので、以上で報告第3号を終わります。

日程第4 議案第1号

- ◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。
- 農業委員会事務局長（山本 祐二君）** はい、それでは御説明いたします。資料は5ページからになります。

す。今回は6件の審議をお願いいたします。申請番号1番ですが、資料は5ページから9ページになります。譲り渡し人、譲受人は共に町内の個人の方です。移転する土地としましては2筆で、地目は台帳、現況ともに畑、面積が合計1,507㎡となっております。移転する契約としましては贈与となっております。譲り受け人は申請地に栗を作付予定です。

次に、申請番号2番ですが、資料は9ページから13ページになります。譲り渡し人は県外の方、譲受人は町内の個人の方です。移転する土地としましては、一筆で地目は台帳、現況とも畑です。面積は941㎡となっております。移転する契約としては、所有権移転の売買で、反当たり30万円となっております。譲受人は申請地に麦を作付される予定です。

次に、申請番号3番ですが、資料は13ページから17ページになります。譲り渡し人、譲受人は共に町内の個人の方です。移転する土地としましては、2筆で地目は台帳、現況とも田です。面積は合計で2,246㎡となっております。移転する契約としては、所有権移転による交換で、次の申請番号4番の2,940平米の田と交換とのことです。譲り受け人は申請地に水稻を作付される予定です。

次に、申請番号4番ですが、資料は17ページから21ページになります。譲り渡し人、譲受人は共に町内の個人の方です。移転する土地としましては、2筆で地目は台帳、現況とも田です。面積は合計で2,940㎡となっております。移転する契約としては、所有権移転による交換で、前の申請番号3番の2,246㎡の田と交換とのことです。譲受人は申請地に栗を植え付けされる予定です。

次に、申請番号5番ですが、資料は21ページから27ページになります。譲り渡し人は町内の個人の方、譲受人は町内の農地所有適格法人です。移転する土地としましては、一筆で地目は台帳、現況とも田です。面積は231㎡となっております。移転する契約としては、所有権移転の売買で、反当たり70万円となっております。譲受人は申請地に水稻を作付される予定です。

次に、申請番号6番ですが、資料は27ページから33ページになります。譲り渡し人は町内の個人の方、譲受人は町内の農地所有適格法人です。移転する土地としましては2筆で、地目は台帳、現況とも田です。面積は合計で1,282㎡となっております。移転する契約としては、所有権移転の売買で反当たり70万円となっております。譲受人は申請地に水稻を作付される予定です。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしているものと考えます。審議方よろしく申し上げます。以上、説明を終わります。

◎**農業委員会会長(杉下 和治君)** はい、事務局の説明が終わりました。午前中に農地調査班第4班の現地調査がありましたので、申請番号、1番の案件について24番委員の平川委員より、申請番号2番の案件について、17番委員の井手委員より、申請番号、3番及び4番の案件について、4番委員の村田委員より、申請番号5番及び6番の案件について、5番委員の吉田委員より報告をお願いします。

○**24番委員(平川 勇君)** 24番平川です。申請番号1番の案件について報告いたします。資料は5ページ右から9ページ左となっております。場所は、8ページの右側を見てもらえばわかると思いますが、本須恵中学校の下の県道、人吉水上線を水上方面に行ってもらって、左につつじヶ丘学園入り口、の所の交差点を右に入って200メートルから300メートルほど入ったところになります。資料のとおり、譲り渡し人譲受人ともに、町内の方で、土地の所在地が、内園4,401番、内園4,453番。ともに地目は畑、面積が592㎡、915㎡、合わせて1,507㎡となっております。場所は畑が小さい畑が点在する中にあり、そこには栗が植えてあって、果樹園が多く見られます。譲受人も栗などを植える予定とのことです。何ら問題ないと思われれます。審議方よろしく申し上げます。以上です。

○**17番委員(井手 久美子君)** 17番井手です。所有権移転申請番号2番について説明いたします。ページは9ページ右側から13ページの左まで。譲り渡し人は県外の方、譲受人は町内の方。場所は上地区の

上村小学校より、南側に上りまして、上薬師（旧上第1）保育園の近くにあたります。申請地は941㎡で、地目は畑、現在きれいに整備されております。譲受人は麦などを作付予定としております。何ら問題ないと思いますが、審議方よろしくお願ひいたします。

○4番委員（村田 新一君） 4番の村田です。申請番号第3と第4が交換ということで、同時に、説明したいと思ひます。申請番号3番は、ページ13の右からページ17です。申請番号4番がページ17から21です。町内の個人の方です。両方とも、申請番号の方は、場所がですね、ドラッグストアモリからですね、南方向に入ってもらひまして300メートルぐらいの左側。それと、4番の申請の方は、清水保育園からですね、北西方向に300メートルぐらい行ったところの2筆になります。両方ともですね、きれいに整備されていて、交換ということで、何ら問題ないと思ひますけれども、審議よろしくお願ひします。以上です。

○5番委員（吉田 利明君） 5番吉田です。3条による5番と6番の説明をいたします。まず5番はですね、譲り渡し人、譲受人も町内の方です。ページはですね、5ページ左から、21ページ右から26ページ左までです。場所はですね、国道219号線のほっともつと（hottomotto）の西側に5番の案件はあたります。売買で反70万円ということで、現状はですね、きれいに今おこしてあります。6番の案件については、同じく譲り渡し人、譲受人も町内の方で、ページが5ページの左から、そして27ページ右、33ページの左までです。場所もですね、さっき申しましたほっともつとと西側、国道沿いにあたひまして、国道沿いの方は地盤を上げてあります。そこは私が何回も耕作者を探したけれどもなかなか見つからずにですね、だいぶ探した案件です。そして、南側に一筆ありまして、そこは、水利は大丈夫だと思ひております。その2筆もですね、178番地の田が先ほど申請番号5番で説明しました土地、それと今度6番の2筆です。2筆ともきれいにしておこされていまして、問題はないかとは思ひますけれども、私も数カ月前に、この譲受人の法人の方のまた貸しと思われるようなことなども散見されまして意見を言ひました。今後ですね、農業委員会としてほんとに作付してもらへるのか、推移を見守っていただきたいと思ひます以上です。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。最初に申請番号1番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。質疑なしと認めます。申請番号1番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願ひします。はい。全員賛成です。したがって、申請番号1番の案件については、原案のとおり決定しました。次に、申請番号2番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。はい、質疑なしと認めます。申請番号2番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願ひします。はい。全員賛成です。したがって、申請番号2番の案件については、原案のとおり決定しました。次に、申請番号3番と4番の案件について、交換ですので、まとめて審議を行います。この件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

○22番委員（福永 高嗣君） 交換となっておりますが、これには金銭面は動かないわけですか。前に確か、金銭で交換しないといけないという取り決めはなかったですかね。

●農業委員会事務局長（山本 祐二君） はい、基本的には3条は金額の大小にかかわらず、交換でも、両方が納得していれば大丈夫です。

○22番委員（福永 高嗣君） 農業公社に聞いたときには金銭面での交換しかできないとか、聞いたんですが。

●農業委員会課長補佐（高田 真之君） すいません、公社売買（基盤強化法）につきましてはゼロ円ではできません。（これは3条案件）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） ほかにありませんか。質疑なしと認めます。申請番号3番と4番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願ひします。はい。全員賛成です。

したがって、申請番号3番と4番の案件については、原案のとおり決定しました。次に、申請番号5番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。質疑なしと認めます。申請番号5番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。はい。全員賛成です。したがって、申請番号5番の案件については原案のとおり決定しました。次に申請番号6番の案件について、質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。質疑なしと認めます。申請番号6番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。はい。全員賛成です。したがって、申請番号6番の案件については原案のとおり決定いたしました。

日程第5 議案第2号

- ◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第5、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。
- 農業委員会事務局長（山本 祐二君）** はい、それでは農地法第5条の許可申請について説明いたします。資料は33ページの右側からになります。今回は3件の審議をお願いいたします。申請番号1番ですが、資料は、次のページ34ページから41ページになります。譲り渡し人は県内の個人の方、譲受人は県外の法人です。転用する土地としましては、一筆で、地目現況等に田、転用面積が1,151㎡となっております。移転する内容としては、所有権移転による売買です。転用の目的は、売電型の太陽光発電設備用地でございます。35ページの地図をごらんください。申請地は、農業振興地域整備計画の農用地区域の除外地で、周囲を他地目で囲まれている第3種農地に隣接する区域にあり、その規模がおおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地で第2種農地となり、売電型太陽光設備設置への転用は可能です。36ページから事業計画書、資金計画書、37ページにかけて自己資金の残高証明など、38ページから法人の定款等、39ページから太陽光発電施設関連の書類、41ページから土地代替性検討表を掲載しております。申請人は、地球温暖化防止に寄与したいとのことから、太陽光設備設置を計画し、南側隣接地に農地はあるものの、高さは1.8メートルで境界から2メートル以上を離して設置することから、周辺農地への影響もなく、許可相当と判断いたしました。
- 次に、申請番号2番ですが、資料は次の42ページから48ページになります。譲り渡し人は町内の個人の方、譲受人は県内の個人の方です。転用する土地としましては一筆で、地目、現況ともに畑。転用面積が1,443㎡となっております。移転する内容としては、所有権移転による売買です。転用の目的は、売電型太陽光発電設備用地です。43ページの地図をごらんください。申請地は農業振興地域整備計画の農用地区域の除外地で、申請地の接している町道には上下水道管、2管理設されており、500メートル範囲内にあさぎり歯科クリニックとあおぞら幼稚園があり、第3種農地となり、売電型太陽光設備設置への転用は可能です。44ページから事業計画書、資金計画書、45ページにかけて自己資金の残高証明など、46ページから太陽光発電施設関連の書類を掲載しております。申請人は地球温暖化防止に寄与したいとのことから、太陽光設備設置を計画し、周囲に農地はあるものの、高さは1.8メートルで境界から3メートル以上離して設置をすることから、周辺農地への影響もなく、許可相当と判断しました。
- 次に、申請番号3番ですが、資料は48ページからになります。譲り渡し人は町内の個人の方、譲受人は県内の個人の方です。転用する土地としましては一筆で、地目、現況ともに田。転用面積が1,014㎡となっております。移転する内容としては、所有権移転による売買です。転用の目的は、売電型太陽光発電設備用地です。49ページの地図をお開きください。申請地は、農業振興地域整備計画の農用地区域の除外地で、あさぎり町役場本庁舎から300メートル以内に位置する第3種農地となり、売電型太陽光設備設置への転用は可能です。50ページから事業計画書、資金計画書、52ページにかけて自己資金の残高証明等、

53ページから太陽光発電施設関連の書類を掲載しております。申請人は地球温暖化防止に寄与したいとのことから、太陽光設備設置を計画し、周囲に農地はあるものの、高さは1.8メートルで、境界から2メートル以上離して設置することから、周辺農地への影響もなく、許可相当と判断いたしました。以上、説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、事務局の説明が終わりました。午前中に農地調査は第4班の現地調査がありましたので、申請番号1番と2番の案件について、9番委員の上野委員より、申請番号3番の案件について、5番委員の吉田委員より報告をお願いします。

○9番委員（上野 勇一郎君） 9番委員の上野です。午前中に現地を見てきました。今、事務局のほうから説明があった申請番号の1番は譲り渡し人は、県外、譲受人の方も県外の人で、地目は田、目的は太陽光発電ということで、資料はですね、34ページから41ページまでです。場所はですね、35ページを見ていただいて、県道ですね皆越免田線をですね、旧上村役場から免田方面に行っていたら、あさぎり齒科のあったところから手前に、斜めに入る道がある方にちょっと行っていたら所です。現地見たときに、別に、問題はないと思います。申請番号2番につきましては、譲り渡し人の方はあさぎり町内の方、譲受人は県外の方です。地目は畑で、これも太陽光発電です。資料はですね、42ページから48ページの左側までですね。場所はですね、43ページを見ていただいて、これはJAあさぎり支所からですね、あおぞら幼稚園の前の百太郎溝を越えた東側にある場所です。太陽光設備をしていただければ、もう譲り渡し忍も年齢が年齢で、息子さんは熊本におられるということで、今後の管理も考えると、農地が荒れることも心配なくてよいかと思っております。審議方よろしくをお願いします。

○5番委員（吉田 利明君） 5番の吉田です。申請番号3番について説明いたします。譲り渡し人は、町内の方、譲受人は町外の方です。地目は田で、1,014㎡の全体で150万円ということです。場所は49ページをお願いいたします。先ほど説明がありましたように、あさぎり庁舎より西側に、250メートルと書いてあります。申請地はですね、約30アールあるのではないかと思いますけれど3筆の中の1筆で、現在は大麦を作付してあります。やはり申請番号2番の譲受人と同じ方で、太陽光発電設備を設置するという事です。審議方よろしくをお願いいたします。以上です。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。申請番号1番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。

○14番委員（的井場 洋一君） 14番的射場です。最初に限らず全部にかかってくる話でございますが、この3案件全部同じ会社ですね。全部1番の会社が絡んでいるという案件なんだなと気づきまして、1件目は確かな会社名が出てるんですけども、2件目3件目同じ個人の方ですし、かつ、担当する会社がやはり1番目の会社で、これは事業会社の所在地が福岡になってるんですけど、これはどうも支店であるらしいと、もともと同じ会社だということがどうも調べてみると出てきました。結構全国あちこちでそういうことをやってる会社であるというのも評判として調べてみたんですが、計画自体には問題ないとして、前からちょっと私も訴えておりますけどもあんまりこうがちゃがちゃ入ってきちゃうと、ちょっとですね環境的によろしくない部分が出てこないかという懸念はしております。いろいろと何といいますか。例えばですね、申請番号2番3番の案件は、担当する会社が同じであるにもかかわらず、譲受人個人である理由、これは、そうですね、営業の仕方にもよるのかもしれないかもしれませんが、そういうところを若干わかる範囲で説明いただければと思うんですが、わかりますかね。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 全員協議会に切りかえます。

（審査上不備があるわけではなく、申請人を確認したいだけなので、答え如何によって影響あるものではないことを確認）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 全員協議会を総会に切りかえます。

●農業委員会課長補佐（高田 真之君） それではですね、先ほどの案件ですけれども、先ほど言われましたとおり1番目は法人の方がされているということで、2番3番については先ほど言われましたとおり法人の方が事業をされるみたいですが、一応、個人の方ですね、この方にオーナーみたいな形でさせているのではないだろうか。ただこの方がどういった方かというまではちょっと調べてはいないということです。以上です。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） よろしいですか。

○14番委員（的井場 洋一君） はい。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 他にありませんか。

○12番委員（田崎 洋一郎君） 12番田崎です。事務局の説明の中でですね、今まで売買の金額について説明されたんですが、きょうはなかったもので、幾らで売買されたかをちょっと教えて。いただきたいと思います。1から3まで全部ですね。

●農業委員会事務局長（山本 祐二君） 申請番号の1番、上北の字別府村のところですが、全体で100万円。申請番号2番、上北字溝上の案件ですね、これが全体で150万円。申請番号3番、免田東字久鹿ですね。ここが、全体で150万円。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） よろしいですか。はい、他にありませんか。質疑なしと認めます。申請番号1番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。賛成多数です。したがって、申請番号1番の案件については原案のとおり、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に申請番号2番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。申請番号2番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。はい。賛成多数です。したがって、申請番号2番の案件については、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。申請番号3番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。申請番号3番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。はい。賛成多数です。したがって、申請番号3番の案件については原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

日程第6 議案第3号

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第6、議案第3号、農用地利用集積計画（第4回）についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会課長補佐（高田 真之君） はい、それでは、利用権設定に係る分について説明いたします。資料は56ページからご覧ください。申請番号186番から205番までと207番は、期間満了に伴う賃貸借権の設定再設定です。申請番号206番と208番は、期間満了に伴う使用貸借権の再設定です。申請番号209番から226番は、新規の賃貸借権の設定です。資料57ページ左側をご覧ください。申請番号227番から230番は、新規の使用貸借権の設定です。申請番号231番から233番は、期間満了に伴う転貸による使用貸借権の再設定です。申請番号234番から235番は、新規の農地中間管理事業による貸借設定です。続きまして、所有権移転にかかわる分について説明をいたします。資料は58ページ左側をご覧ください。今回の申請は7件で、申請番号19番から23番は、相手方の要望により、熊本県農業公社が買い入れをするものです。申請番号24番から25番は、公社が買い入れた土地を売り渡すものです。次に、売買価格についてですが、申請番号19番から21番までの買い入れ価格は、ともに10アール当たり50万円です。申請番号22番の買い入れ価格は、10アール当たり20万円です。申請番号23番の買

い入れ価格は、10アール当たり70万円です。申請番号24番の売り渡し価格は、10アール当たり717,500円です。申請番号25番の売り渡し価格は、10アール当たり563,750円です。以上の件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。なお、59ページから68ページにかけて申請地位置図、利用権設定等状況一覧表と、農用地利用集積計画総括表を載せております。なお、申請地位置図は19番から23番の農地のみを掲載しております。以上で説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 議案第3号、農用地利用集積計画（第4回）についての説明が終わりました。質疑ありませんか。

○12番委員（田崎 洋一郎君） 12番田崎です。譲受人の方がいっぱいとおられるところ、19番20番ですね、50万円ということで、免田地区、上地区で30アールの正規田でもあると思うんですが、もうこれぐらいの値段と考えていいんですかね。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 事務局お願いします。

●農業委員会課長補佐（高田 真之君） こちらにつきましてはですね、本当は前回の売買協議といたしますか、そちらのほうでお願いしようということにしていたんですが、そのときにちょっと仮登記等が入っておりまして、そちらのほうまず抜いていただけるということで、今回売買協議をしたんですけども、そういったところで今、言われる通り、本来であれば正規の値段よりも若干低めでありますけれども、その個人の方と話し合いができていうところで、立会人の農業委員さんにも御了解をいただいて、この金額でしておるところでございます。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、よろしいですか。他にありませんか。質疑なしと認めます。これから議案第3号農用地利用集積計画（第4回）について採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。はい。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり決定しました。

日程第7 議案第4号

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第7、議案第4号、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会課長補佐（高田 真之君） 総会資料の69ページからになります。これは毎年4月に前年度の目標に向けた農業委員会の活動の点検・評価、そして本年度それを改善しながら目標を定めていくということなので、今月、4月に案を諮りまして、6月までに広報、意見公募を募ってですね、今日お諮りしたものに修正等を加えて、6月の総会のときに、決定案を審議していただくというものです。まず、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について説明をいたします。69ページ左側の1、法令の事務に関する点検についてですけれども、公開である旨の周知状況につきましては、広報紙、ホームページ掲載、農業委員会窓口で掲載をしております。それから、（2）の総会等の議事録作成と（3）議事録の内容については、詳細なものを約1日間で作成しております。（4）の議事録の公表については、ホームページ並びに農業委員会事務局で縦覧にしております。次に、2の事務に関する点検についてですが、（1）の農地法第3条に基づく許可事務とあります。主なものとして、新規就農の農家さんの貸し付ける案件とか、公社を通さない基盤強化法以外の相対で金額等を決めていく、農地の売買、こういったものの案件を扱っております。1年間の処理件数が17件。すべてを昨年度は許可しております。続いて、事実関係の確認は審議の内容について、添付書類の確認、農業委員による現地確認を行っており、総会において下限面積、従事日数等の確認、現地調査報告を行い、許可相当かの判断を行っております。申請者への審議結果の通知については、17件すべて文書で通知しており、審議結果の公表もホームページ並びにし、議事録の縦覧による公

表を行い、標準処理期間としては、申請書受理から17日、処理に要する期間も平均17日となっております。次に69ページ右側中ほどの(2)農地転用に関する事務については、年間21件処理しており、事実関係の確認は、調査票による確認と現地調査を行っております。総会等での審議は、農業委員さんによる現地調査報告案件ごとの質疑、許可相当の判断を行っております。審査結果等の公表は、ホームページ並びに事務局での議事録縦覧を行って公表しております。処理期間については、申請書受理から32日間、処理期間が平均32日となっております。次に(3)農地所有適格法人からの報告への対応についてですが、農地法第6条で、毎年の事業状況、それをそのほか農林水産省令で定める事項を報告しなければならないということになっており、管内の農地所有適格法人19法人のうち、報告を行ったのが15法人、2法人が報告義務を忘れておりましたので報告されておられません。このため対応方針としましては、再度報告するように督促をするようにしております。次に70ページになります。(4)情報の提供等についてですが、まず賃借料情報の調査提供は2月の総会時に議案として上げておりましたが、調査対象件数、賃借権件数は446件です。農地の権利移動の状況把握についてですが、調査対象権利移動件数は75件で、3月に取りまとめて県に報告しております。次が70ページ右側ですが、ローマ数字のⅡ法令事務(遊休農地に関する措置)に関する評価です。管内の農地面積3,215ヘクタール、遊休農地は昨年の調査で14.4ヘクタールで0.45%となっております。令和元年度の目標及び実績については、目標を2.0ヘクタールとしておりました。実績はこちらはまだ暫定数なんですけども、0.5ヘクタール増となっております。これでいきますと達成率は悪いことになっております。次、3、2の目標の達成に向けた活動ですが、農地利用状況調査を7月から8月にかけて、農業委員さん及び事務局職員で実施し、11月までに調査結果を取りまとめて通知等を行っており、下段の評価の目標に対する評価として、新規の遊休農地も発生しましたが、遊休農地解消の数値はやや増加したというような状況です。活動に対する評価の案としましては、調査結果に基づき、遊休農地のさらなる有効な活用についての指導が必要と考えられます。下の活動実績欄についてですか、現在県からの修正が来ており、次回までに回答いたします。利用意向調査を行っておりますが、回答がなかなか難しいところで、今後も県の機関と協力しながら、未回答のところについても進めていきたいと考えております。続いて、71ページⅢ、促進等事務に関する評価。1、認定農業者等担い手の育成及び確保で、まず現状ですが、農家数1,324戸、うち就業農家438戸、農業生産法人21法人、認定農業者381経営体となっております。課題としては、高齢化や後継者不足が進む中、なかなか増加が見込めないというふうな状況であります。集落営農の組織の法人化についても、今後は喫緊の課題というふうに考えております。令和元年度の目標及び実績ですが、目標としては2経営体を上げておりましたが、実績は6経営体ということで、法人化する農家の増加とか新規の農家さんの実績が上がっているところです。次に71ページ右側の2、担い手への農地の利用集積についてですが、現状としましては、管内の農地面積に対して集積面積が2,404ha、集積率74.8%となっております。令和元年度の目標30ヘクタールに対し、実績は69haとなっております。続いて72ページ、3、違反転用への適正な対応について。基本的にですね、違反転用については、あさぎり町では確認はできていないということとなっております。農業委員さんによる農地パトロール、それから広報紙による広報等により、もし違反転用があった場合には速やかに転用の推進を進めていくということで、引き続き協力体制を強化していくということで進めていきたいと考えております。以上で議案第4号の説明を終わります。

◎農業委員会会長(杉下 和治君) 事務局の説明が終わりました。議案第4号、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

○10番委員(恒松 純生君) 10番恒松ですけれども、69ページの農地所有適格法人からの報告の対応というようなことで、2法人が報告を出されていないというようなことですけれども、催促して全部出され

たんですか。

●**農業委員会課長補佐（高田 真之君）** まだのところですか。今現在督促をしているところです。

○**10番委員（恒松 純生君）** 催促して出さなかったら、それでもいいのですかね。

●**農業委員会事務局長（山本 祐二君）** これは農地法上決まっていることですので、よいということではなくて、厳密に言うと、罰則規定のようなものを、ちゃんと記載をされております。通知の中には、もし出さなければ云々というのは、文書の中には書いておるんですが、なかなか出していただけないというところなんです。また議会でも実は、指摘といたしますか、そういった部分もあったんですが、今催促してるということで、この報告書を今回載せるに当たって、今の現状というのはどうしても記載せねばなりませんので、17のうち、二つですかね、これを載せるまでには報告をいただけなかったということで御理解ください。今後も催促はしてまいります。以上です。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** よろしいですか。はい、他にありませんか。質疑なしと認めます。議案第4号、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。はい。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり決定しました。

日程第8 議案第5号

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第8、議案第5号、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●**農業委員会課長補佐（高田 真之君）** はい、資料の72ページ右側になります。1、農業委員会の状況ということで、2015年の農林業センサスの数値に基づいて記入するということになっておりますので、多少現在のものと数値が異なると思いますが、そういうことで記載をしております。数値についてはごらんのとおりでございます。現在、遊休農地については精査中です。次に、2、農業委員会の現在の体制ということで、新体制に基づく農業委員会が一昨年からとなっておりますので、こちらに記載のとおりです。次に73ページⅡ、担い手への農地の利用集積・集約化につきましては、令和2年度の活動計画については、人・農地プラン等に基づく地域の話し合いを地区ごとに行い、そこに昨年からは、農業委員さんも積極的に主体的な立場で参加をさせていただいているところです。地域の中で、利用集積及び面的集積、それから農地中間管理機事業という部分にもかかわっていただいておりますね、担い手の面積集約を今後も継続して行ってきたいというふうに考えております。令和2年度の目標及び活動計画につきましては、昨年と同様、集積面積30ha、うち新規2haとしております。次にⅢ、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進についてですが、現状及び課題についてですが、新規参入の状況については、ごらんの表のとおりとなっております。課題としましては、経営体の高齢化が顕著になり、後継者不足の現状があります。新規就農者への補助制度とか、法人参入の規制緩和について、さらなる周知が必要かとは考えられております。令和2年度の目標及び活動計画についてですが、参入目標数については、2経営体、参入目標面積につきましては2haとしておりますけれども、農業委員さん皆さんのお力で新規就農者、新規法人と立ち上げに向かって取り組んでいただきたいというふうに考えております。次に73ページの右側ですが、Ⅳ、遊休農地に関する措置、令和2年度の目標及び活動計画につきましては、農地利用状況調査については7月から8月に実施し、その結果取りまとめを9月から11月にかけて行って、農地の利用意向調査を11月から12月に行い、最終的に3月までに調査結果を取りまとめるというふうにしております。最後にⅤ、違反転用の適正な対応としましては、令和2年度も昨年同様、農地パトロール等を行い、昨年、一昨年と違反はなかったんですけども、発見次第ありましたら速やかに転用の促進を促していくというふうなことをお願いしたいと思っております。また、

農業委員会だよりとかホームページ等を利用して、これらの啓発を進めて、このようなことがないように、さらに周知を推進していければというふうに考えております。以上、議案第5号の説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、事務局の説明が終わりました。議案第5号、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。議案第5号、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。はい。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり決定しました。これで本日の日程はすべて終了しました。会議を閉じます。令和2年度あさぎり町農業委員会第1回総会を閉会いたします。

●農業委員会事務局長（山本 祐二君） 御起立ください。礼。

閉会 午後2時32分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名・押印する。

令和2年5月11日

あさぎり町農業委員会 会長 杉下 和治

あさぎり町農業委員会 署名委員 24番 平川 勇

あさぎり町農業委員会 署名委員 25番 重信 洋一